

27 酒類自動販売機の設置状況

1 調査の目的

20歳未満の者の飲酒を防止するために、購入者の年齢を確認した上で酒類を販売することが求められています。

従来型の酒類自動販売機（以下「従来型機」といいます。）による販売には、購入者の年齢を識別できない等の点で問題があること等から、全国小売酒販組合中央会では、平成7年5月の総会で従来型の酒類の屋外自動販売機の撤廃を決議し、自主的な撤廃を進めてきました。

国税庁においても、平成12年8月30日に決定された「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」に基づき、従来型機の撤廃に向けた自主的な取組の推進を促すため、毎年4月1日現在の酒類自動販売機の設置状況等について、酒類小売業者に報告を求めています。

2 令和2年4月1日現在の酒類自動販売機の設置状況

令和2年4月1日現在の酒類自動販売機の設置状況は、別紙のとおりです。

全国小売酒販組合中央会の撤廃決議直後の平成8年3月31日現在の従来型機の設置台数185,829台に対し、令和2年4月1日現在の従来型機の設置台数は2,114台となっており、その残存率（平成8年3月31日現在の従来型機の設置台数を100%とした場合）は1.1%となっています。

なお、従来型機を撤廃していない主な理由としては、「売上が減少する」、「撤廃費用又は改良型機への切替え費用の負担が難しい」、「周辺の酒販店が撤廃していない」などが挙げられています。

（注） 「改良型機」とは、購入者の年齢を確認できるように改良された酒類自動販売機のことです。

3 今後の取組

従来型機については、残存率1.1%まで撤廃が進んでおり、国税庁としては、引き続き全国小売酒販組合中央会等とも連携して、従来型機の撤廃及び改良型機への移行を促し、より長期的には、全ての酒類自動販売機の撤廃に向けた取組について検討を進めていくこととしています。

令和2年4月1日現在の酒類自動販売機の設置状況

酒類自動販売機の設置状況

	撤廃決議直後の設置台数 (H8.3.31現在) (A)	設置台数(従来型)						撤廃予定等の台数を勘案した場合の		改良型酒類自動販売機の設置状況 (J)
		(B)	残存率(C) (B)÷(A)	撤廃予定の状況				設置台数(H) (B-G)	残存率(I) (H)÷(A)	
				撤廃予定(D)	改良予定(E)	稼動していない(F)	計(G) (D+E+F)			
全 国 計	台 185,829	台 2,114	% 1.1	台 103	台 150	台 177	台 430	台 1,684	% 0.9	台 10,862
札幌国税局管内	3,964	10	0.3	1	0	0	1	9	0.2	32
仙台国税局管内	12,072	58	0.5	1	6	2	9	49	0.4	358
関東信越国税局管内	23,057	245	1.1	14	15	17	46	199	0.9	1,253
東京国税局管内	30,520	247	0.8	13	16	36	65	182	0.6	1,132
金沢国税局管内	5,808	11	0.2	0	0	2	2	9	0.2	173
名古屋国税局管内	19,707	200	1.0	8	9	16	33	167	0.8	969
大阪国税局管内	41,021	738	1.8	31	68	39	138	600	1.5	4,180
広島国税局管内	18,603	255	1.4	18	17	31	66	189	1.0	856
高松国税局管内	10,640	130	1.2	4	7	22	33	97	0.9	808
福岡国税局管内	11,455	113	1.0	4	6	7	17	96	0.8	583
熊本国税局管内	8,787	107	1.2	9	6	5	20	87	1.0	518
沖縄国税事務所管内	195	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0

(注)設置台数等は、令和2年8月31日までに提出された報告書を集計したものである。

酒類自動販売機の設置台数の推移

(単位：千台)

